

平成20年度決算に係る

資金不足比率



健全化判断比率と同様に、公営企業を
経営する地方公共団体は毎年度、前年度
の決算に基づき、公営企業ごとに「資金
不足比率」を監査委員の審査に付し、議
会へ報告し、公表することが義務付けら
れました。桂川町の場合は、水道事業が
これに該当します。

桂川町水道事業の、平成20年度決算に
係る資金不足比率は、下表の通りです。

	資金不足比率
平成20年度決算	－（なし）
経営健全化基準	20.00%

平成19年度決算	－（なし）
----------	-------



※財政用語の説明等については、誌面の都合上、記載できないものもあります。
詳しくは、企画財政課財政係（☎65・1085 内線226）にお問い合わせください。

●将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や、将来支払っていく可能性のある負担等の、現時点の残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示したものの。この比率が高い場合、将来負担額を実際に支払っていかねばならないので、今後の財政運営が圧迫される等、問題が生じる可能性が高いと言えます。

●早期健全化基準

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。

●財政再生基準

健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、いわゆる赤字再建団体となり、議会の議決を経て財政再生計画を定め、国等の関与による確実な再生が求められます。

●資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示したものの。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなるので、公営企業として経営に問題があることとなります。

●経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、自主的な改善努力による経営健全化が求められます。